

## 表示・用語等に関する規定

光触媒という言葉が新聞、雑誌、テレビに盛んに登場するようになり、私たちの日常生活のごく身近な商品にも光触媒という言葉が沢山目につくようになるのもそんなに遠い先の事とは思えなくなりました。インターネット上のある検索サイトで光触媒を検索すると23,000件以上登録されており、広い業種のあらゆる職種の人に関連するアイテムが並んでおり、光触媒に関する関心の高さ、期待の大きさに改めて感心させられます。

光触媒を消費者のみならず光触媒に携わる産学の関係者が正しく理解できるように、且つ光触媒製品並びに光触媒材のカタログ、パンフレット、チラシ、ラベル及び説明書等に用いる表示・用語に関して統一した基準を定め、これらについて正確な知識と正しい使用方法等を普及させ、社会に貢献することを目的として光触媒製品技術協議会は表示・用語等に関する規定（2001年度版）を定めております。

この規定と同時に同協議会は光触媒製品ガイドライン（2001年度版）を作成致しました。本ガイドラインは事業者の適切な情報提供により消費者に的確な判断指針を与え、光触媒製品（光触媒材を含む）に関する健全な市場を形成することを目的として関係者の自主的取組みに向けた基本的な事項を定めております。

以下に表示・用語等に関する規定、光触媒製品ガイドラインをまとめてみました。最後に「表示・用語等に関する規定」のQ & A（2001年度版）抜粋を掲載致しました。具体的な質疑応答例を通して理解を深められることを期待致します。

### 1．光触媒及び光触媒に関する用語の定義

現在販売されている光触媒製品及びこれに関連する製品について、その用語・用法には統一性がなく、消費者によって用語・用法が的確に認識されていない可能性があります。光触媒製品について健全な市場形成を達成するためには、消費者が光触媒製品に使用する用法・用語を的確に認識する必要があるため企業は光触媒という用語とその内容を明確にする必要があります。

### 2．用語の定義

#### （1）光触媒機能

物質が光を吸収してエネルギーの高い状態になり、そのエネルギーを反応物質に与えて、化学反応を起こすことをいう。

#### （2）光触媒

光触媒機能を有する物質

#### （3）光触媒製品

光触媒を使用して光触媒効果を利用する製品及び材料。光触媒製品表示申請受理書に記載された光触媒製品をいう。

#### (4) 光触媒材

光触媒製品の中で、主として光触媒機能を有する物質から成る材。そのままでは光触媒機能は有さないが、基材に担持・塗布などを行った後、必要に応じて乾燥、焼成などの処理を行って、薄膜等を形成させることにより光触媒機能を付与できる材を含む。酸化チタン粉末、ゾル、スラリー、コーティング材、造粒品、担持物および複合酸化チタンなどがある。

#### (5) 光触媒効果

光触媒機能により発揮される効果。次のような効果がある。

空気浄化効果

気相中の有害物質（悪臭物質、大気汚染物質）を酸化、分解する効果。

水質浄化効果

液相中の有害物質を酸化、分解する効果。

セルフクリーニング効果

建物の外壁などの汚れを分解して雨などで、流しやすくする効果。

抗菌効果

細菌の増殖を抑制、または細菌の生息数を時間と共に減少させる効果。

#### (6) 光触媒適正使用条件

光触媒効果を発揮するための適性な条件。受光する紫外線の強さおよび水洗（降雨を含む）などがある。

#### (7) 同等光触媒製品群

原材料、製造方法、使用光触媒材、添加量範囲などが同じで、形状等副次的な要素だけが異なる、同等以上の光触媒性能を有する光触媒製品の群をいう。

#### (8) 化学物質

化学物質の審査および製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）  
第2条第1項 元素または化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質および次に掲げる物を除く。）をいう。

原子力基本法第20条に規定する放射性物資

毒物および劇物取締法第2条第3項に規定する特定物質

覚せい剤取締法第2条第1項に規定する覚せい剤および同条第5項に規定する覚せい剤原料

麻薬取締法第2条第1項に規定する麻薬

#### (9) 既存化学物質

次に掲げる化学物資は、化審法における新規化学物質に該当せず、既存の化学物資として取り扱われている。

白公示化学物質

第1種特定化学物質および指定化学物質のいずれにも該当しないものとして、

公示された化学物質

第1種特定化学物質、第2種特定化学物質、指定化学物質（化審法第25条第1項第1号により取り消された物を含む）

既存化学物質名簿収載化学物質（付則第2条第4項に規定する既存化学物質名簿に収載されている化学物質）

上記 から の混合物

(10) 安全性試験

急性経口毒性試験、皮膚一時刺激性試験、変異原性試験、皮膚感作性試験および光毒性試験をいう。光触媒製品に安全性が確認されていない物質が含まれている場合、あるいは皮膚に長時間接触して使用する用品の場合には、これら安全性試験などにより安全性を確認すること。

(11) ラベル等

光触媒製品だけでなく、それに付随する包装箱、ラベル、取扱説明書などをいう。

(12) パンフレット等

光触媒製品に関する技術資料、カタログ、パンフレット、新聞雑誌広告、TVコマーシャル等すべての媒体をいう。

### 3. 光触媒製品に関する表示・用語に関する基準

ラベル等に利用者が分かりやすい場所に、次に掲げる事項を表示することが望ましい。

光触媒製品の製造者名または販売者名

光触媒製品の商品名および品番

光触媒効果およびその光触媒適性使用条件

「SITPA」マーク

「SITPA」マークの記載方法は、別に定める「SITPAマーク管理運用規定」による。

### 4. 光触媒製品のパンフレット等に関する表示・用語

パンフレット等は企業から消費者に発せられる商業的メッセージであり、限られたスペースの中で最大の訴求力を求めるあまり、どうしてもセンセーショナルな過大な表現を使用しがちである。使用する表示・用語は他の製品と同様に真実、正確、公正の一般常識上に立ち法規制に準じた使い方が求められる。法規制には一般法規と個別法規があります。

一般法規には消費者保護基本法、景品表示法（不当景品類など不当表示防止法）独禁法、製造物責任法等があります。

個別法規には薬事法、食品衛生法、農薬取締法、毒物および劇物取締法等があ

ます。

具体的には景品表示法の中で消費者の誤認を招く表示、不当に消費者を誘引する表示は規制されており、「絶対」、「完全」、「永久」、「世界一」等の表現は容易に使用することはできない。又当協議会のガイドラインは光触媒製品の表示の際、光触媒製品の使用態様に応じて妥当性が推定できる程度の試験方法で検証がなされて、明らかにされていることを求めており、特にダイオキシン、アセトアルデヒド、ベンゼンなどの極めて毒性の強い物質については、特に個々の物質について慎重な検証がなされないで効果を謳うことは大きな問題を引き起こす虞があり、厳に慎まなければならないと明記している。

## 5. 「表示・用語に関する規定」のQ & A (2001年度版) 抜粋

Q 1 : クロスチェックに参加している測定機関で、測定結果にばらつきはないのですか？

もしあるとすれば、複数機関に測定をお願いして、良かった結果のみを用いて、登録申請しても良いのですか？

A 1 : 測定結果には当然ばらつきがあり、その原因に関しても常に究明を続け、改善に努めています。当協議会の性能基準はあくまでも自主責任によるものです。全ての責任は、登録される企業にあります。

Q 2 : 光触媒効果を表示する時に使用してはいけない表現は？

A 2 : 1) 根拠の記載のない実験データ数値の表示 (例: 「 を100%除去する」)、  
2) 「永久」、「完全」等の用語の使用、細菌の名前を特別に強調表示することは控える (例: 「インフルエンザウイルス」、「O-157」等)、  
3) 疾病の治療や予防の言及 (「カゼ対策」、「花粉症対策」等)。

Q 3 : 「空気浄化効果」、「水質浄化効果」、「セルフクリーニング効果」で使用してはいけない表現は？

A 3 : 1) 「どこでも」効果がある (場所)、  
2) 「何にでも」効果がある (基材)、  
3) 「どんな汚れ、臭いにも」効果がある (汚れや臭いの種類)、  
4) 「浄化、クリーニングが不用」になる (効果の有効性及び持続性) 等。

Q 4 : 「抗菌効果」で使用してはいけない表現は？

A 4 : 1) 「滅菌」、「殺菌」、「消毒」の表現は使用できません。  
2) 細菌を「退治する」、「やっつける」、「死滅させる」等も同様に使用できません。  
3) 細菌の「感染力を抑制する」は医療目的ととられる表現であるため薬事法に抵触します。

Q 5 : 光触媒材を商品に使用していても光触媒効果を表示する場合には試験が必要か？

A 5 : 1 ) 光触媒製品の表示する効果については十分に検証がなされ明らかにされていることが必要です。

2 ) 消費者が効果について過信することのないように適正な使用条件、使用方法等の情報を提供する必要があります。

3 ) 光触媒材を使用した光触媒製品にS I T P Aマークを使用することについての可否は今後の検討課題と考えています。

Q 6 : 名刺にS I T P Aマークを印刷できるか？

A 6 : 名刺そのものには光触媒性能はないので光触媒性能を示す商品の特定が名刺ではできません。その会社の製品全てがS I T P Aの認証を受けていると誤解されかねないので印刷してはいけません。

Q 7 : 非会員でもS I T P Aマークを使用することができるか？

A 7 : 使用しないで下さい。ただし、正会員名（製造元又は製造販売元）がはっきり表示されている場合はこの限りではありません。

[戻る](#)